

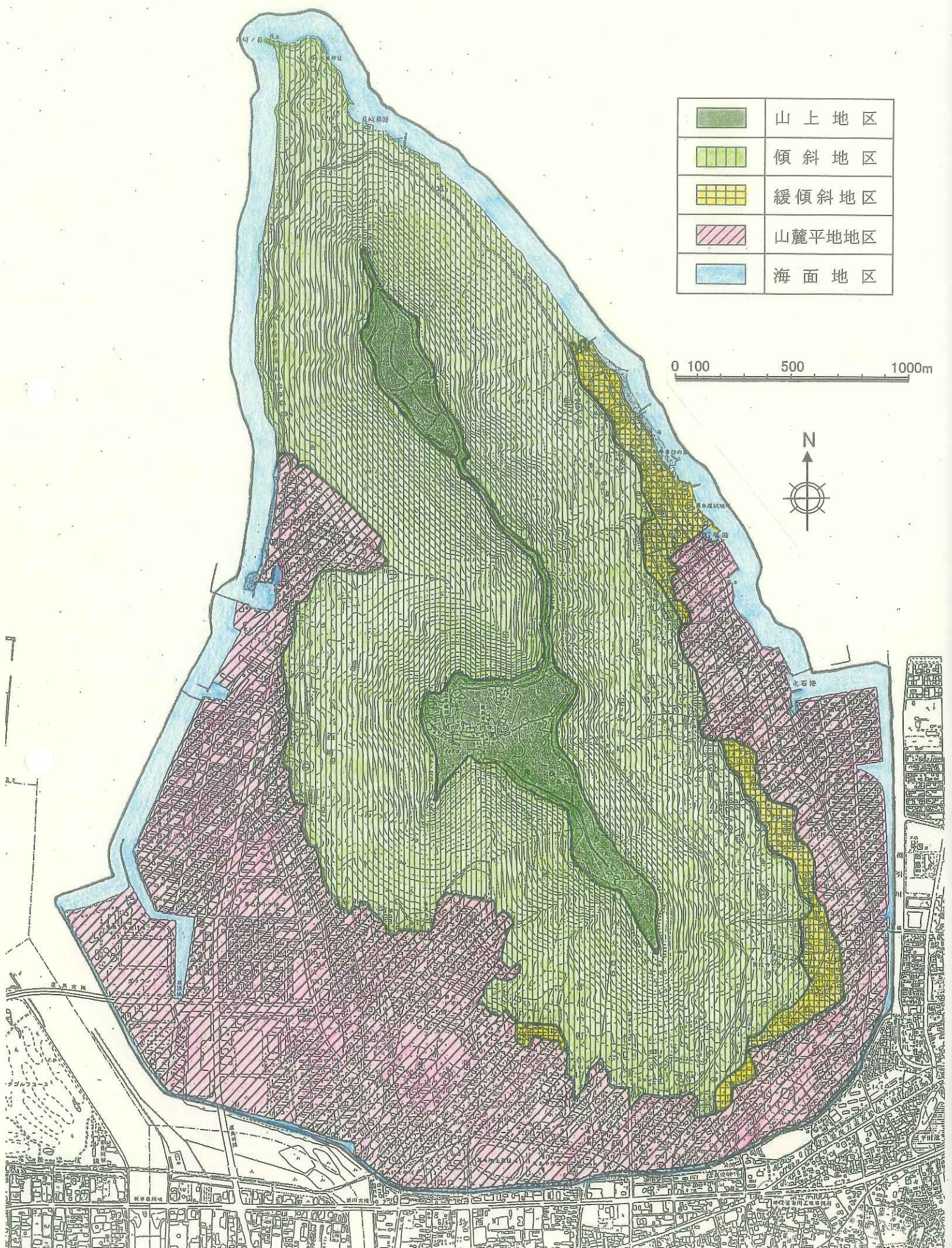
# 史跡・天然記念物「屋島」の保存管理基準


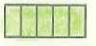



平成29年5月1日 適用

関係法令による規制のほか、次のように保存管理基準を定める。

都市計画区分		特定用途制限地域（環境保全地域）			用途地域		個別考慮項目
地区区分項目	山上地区	傾斜地区	緩傾斜地区	山麓平地地区	海面地区		次に掲げるものは、この管理基準を参考にして個別に考慮する。
地区の現況	屋島の山頂地で南嶺と北嶺に分かれ、回遊道路、展望台等が設置されている。南嶺には屋島寺、旅館、売店、駐車場等があり、北嶺には休憩所等がある。 (土地所有=環境省、屋島寺、個人等)	山上地区を取り囲む山林を主とする傾斜地で大部分が国有林であるが、低標高区域には民有林のほか畑、果樹園等の農地と多数の溜池がある。建築物は、数箇所には社寺がある以外民家等は少数である。 (土地所有=農林水産省、個人等)	主に傾斜地区と山麓平地地区の間の緩斜面地である。樹林はほとんどなく、大部分が水田や畑、果樹園等の農地であり、民家が点在する。 (土地所有=個人等)	主に南嶺の山麓を取り巻く地域で民家等密集地区となっており、学校等の公共施設も点在する。塩田跡地は区画整備され、住宅、事業所等が建設されている。 (土地所有=個人等)	海岸部の地先100メートルまでの海面をいう。北部には、自然海岸が残っている。		1 公共事業等 (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による文化財関係事業 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止事業 (4) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備事業 (5) 森林法（昭和26年法律第249号）による治山治水事業 (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）等による災害復旧事業 (7) 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）による学校施設整備事業 (8) 前各号に掲げるもののほか、必要かつ最小限度と認められる公共事業等
保存管理目標	屋根状のメサ地形を保全し、文化財、展望地等の活用を図り、歴史的、文化的観光地にふさわしい環境整備に努める。	分布する古墳等文化財の保存を図るとともに、屋島の緑の骨格を形成する地形、樹林及び農地景観並びに動物の生息環境の保全育成に努める。	歴史的、文化的環境の保全を図るとともに、植栽等に努め背後の緑と一体となった景観形成に努める。	歴史的、文化的環境の保全と緑化等に十分考慮した景観形成に努める。	屋島の水際線として好ましい自然な姿を生かした修景整備に努め、海面及び自然海岸の保全に努める。		
文化財としての保存管理基準	地形変更	認めない	認めない	大幅な地形変更は、認めない	大幅な地形変更は、認めない	認めない	
	建築物・その他の工作物	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩及び形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については、撤去の計画が明らかにされていること。	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 高さは、10メートル以下とする。 3 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩及び形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については、撤去の計画が明らかにされていること。	1 高さは、10メートル以下とする。 2 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩及び形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については、撤去計画が明らかにされていること。	1 高さは、第一種低層住居専用地域については10メートル以下とする。第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準工業地域については20メートル以下とする。 2 屋島東町字檀ノ浦浜及び字立石515番地（檀ノ浦塩田跡地）の高さについては第一種低層住居専用地域に準じる。 3 景観保護のため、適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩及び形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については、撤去計画が明らかにされていること。		2 公共事業等以外 (1) 瀬戸内海国立公園（香川県地域）公園計画（平成11年2月2日環境庁告示第4号）の屋島集団施設地区（同告示及び同日告示第6号）利用計画該当事業 (2) 傾斜地区における建築物等の増改築及び建て替え等のための新築又は従前の既存宅地への新築等 (3) 道路、駐車場等の建設等

# 史跡及び天然記念物屋島保存管理地区区分図



	山上地区
	傾斜地区
	緩傾斜地区
	山麓平地地区
	海面地区

0 100 500 1000m

